

長野工業高等専門学校学生の懲戒に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校学則第36条の規定に基づき、学生の懲戒に関する事項を定める。

(原案)

第2条 原案は、学生支援委員会において作成する。

(決定)

第3条 懲戒は、執行会議において決定する。

(申し渡し)

第4条 懲戒の申し渡しは、原則として保護者同席の下、校長が処分通知書を交付する。

2 前項の申し渡しには、学生主事、学級担任、その他指導上必要とされる教員等が立ち会うものとする。

(異議申し立て)

第5条 懲戒を受けた学生は、懲戒に異議がある場合は、申し渡しを受けた日から7日以内に異議申し立てを行うことができる。

(雑則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和元年6月21日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。